

議案第43号

財産の取得について（鳥獣被害防止柵）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月17日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- |          |   |
|----------|---|
| 1 財産の内容  | 鳥獣被害防止柵一式   |
| 2 契約の相手方 | 鳥取県倉吉市東巖城町126番地<br>三洋株式会社 倉吉支店<br>代表者氏名 支店長 青葉 秀徳 |
| 3 取得金額   | 14,391,267円                                       |
| 4 取得の目的  | 鳥獣被害防止のため   |

